

計画の推進

第1章 計画の推進体制
 第1節 改定計画の検討経緯

医療法では、医療計画の改定において、診療又は調剤に関する学識経験者の団体や医療審議会、市町村の意見を聴かなければならないとされています。

改定にあたっては、医療を提供する立場の者、医療を受ける立場の者、学識経験者などの関係者からなる「神奈川県保健医療計画推進会議」を中心にして検討を進め、本計画を策定しました。

年	月 日	会議名
平成24年	6月11日	保健医療計画推進会議
	8月23日	保健医療計画推進会議
	9月6日	保健医療計画推進会議
	9月10日	医療審議会
	10月10日	市町村説明会
	10月16日	保健医療計画推進会議
	11月19日	保健医療計画推進会議
	12月5日	保健医療計画推進会議
	12月7日	保健医療計画推進会議
	12月18日	保健医療計画推進会議
		12月27日～
平成25年	1月25日	
	2月25日	保健医療計画推進会議
	3月13日	医療審議会

【 神奈川県保健医療計画推進会議 】

〔 所掌事項 〕

- ・ 保健医療計画の再検討
- ・ 保健医療計画達成の推進
- ・ その他計画の再検討及び推進に必要な事項

〔 構成員 〕

- ・ 医療を提供する立場にある者
- ・ 医療を受ける立場にある者
- ・ 学識経験者
- ・ 保健医療行政に携わる者

第2節 計画の推進体制

1 全県の推進体制

県では、医療を提供する立場の者、医療を受ける立場の者、学識経験者などの関係者からなる「神奈川県保健医療計画推進会議」を設けており、引き続き同会議により計画の円滑な推進を図ります。

また、医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため「神奈川県医療審議会」を、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保に関する事項等を協議するため「神奈川県医療対策協議会」を設けています。

今後も、神奈川県保健医療計画推進会議を中心として、個別課題については各分野の協議会、部会等を活用しながら、計画の円滑な推進に努めます。

2 各地域の推進体制

各二次保健医療圏については、政令指定都市を除く圏域では、各地区保健医療福祉推進会議等により、保健福祉事務所が中心となって地域の特性に応じた課題等について検討や調整を行い、「地域保健医療推進指針」に基づく施策を推進します。

各政令指定都市においても、地域の特性に応じた課題等について検討や調整を行い、各市の計画に基づく施策を推進します。

